

平成 28 年 2 月 17 日

各 位

東京都港区六本木六丁目 8 番 10 号
会社名株式会社 モブキャスト
代表者名代表取締役社長 藪 考樹
(コード番号：3664 東証マザーズ)
問合せ先取締役管理本部長 佐武 利治
(TEL.03-5414-6830)

定款の一部変更および補欠監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 17 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」および「補欠監査役 1 名選任の件」を平成 28 年 3 月 25 日開催予定の第 12 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

①「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、責任限定契約の締結に関する規定の一部変更を行うものであります。

なお、当該定款変更に関しましては、予め各監査役の同意を得ております。

(変更案第 27 条第 2 項、第 38 条第 2 項)

②法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。なお、当該定款の一部変更につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

(変更案第 31 条第 2 項および第 3 項、第 32 条第 2 項)

(2) 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任の一部免除)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該社外取締役との間に、会社法第423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、金200万円以上であらかじめ定める額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任の一部免除)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該取締役との間に、会社法第423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、金200万円以上であらかじめ定める額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (選任)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2 (新設)</p> <p>3 (新設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (選任)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は<u>会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>3 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後、最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、</p>	<p>(任期)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した</u></p>

<p>退任した監査役の任期満了の時までとする。</p> <p>(監査役の責任の一部免除)</p> <p>第 38 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、金 200 万円以上であらかじめ定める額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>監査役の任期満了の時までとする。<u>ただし、前条 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>(監査役の責任の一部免除)</p> <p>第 38 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、金 200 万円以上であらかじめ定める額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
--	---

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日： 平成 28 年 3 月 25 日 (金)

定款変更の効力発生日： 平成 28 年 3 月 25 日 (金)

2. 補欠監査役 1 名選任の件

(1) 選任の理由

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、予め補欠監査役 1 名を選任するものであります。なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

(三村昌裕氏の略歴)

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
みむらまさひろ 三村 昌裕 (昭和44年6月25日)	平成11年4月 株式会社タケツ (現株式会社タケツプロデュース) 入社 平成12年1月 株式会社ティーウェブ (現エフビットコミュニケーションズ株式会社) 取締役事業部長 平成13年11月 三村戦略パートナーズ株式会社代表取締役 (現任) 平成17年7月 当社監査役 (現任) 平成27年1月 医療法人社団豊葉会監事 (現任) 平成28年1月 株式会社リトル・ママ取締役 (現任) 平成28年3月 株式会社Local Power Japan代表取締役社長 (就任予定)

- * 補欠監査役候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
- * 三村昌裕氏は補欠の社外監査役候補者であります。
- * 三村昌裕氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、通信会社での豊富な経営経験を活かし、社外監査役としての立場から、適宜、適切にご意見をいただいております。当社の業容についても熟知されていることから、社外監査役に就任した場合に、これまでと同様に、当社の社外監査役としての職務を遂行していただけるものと判断しております。

以上